

東京都における「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の一部解除」 について

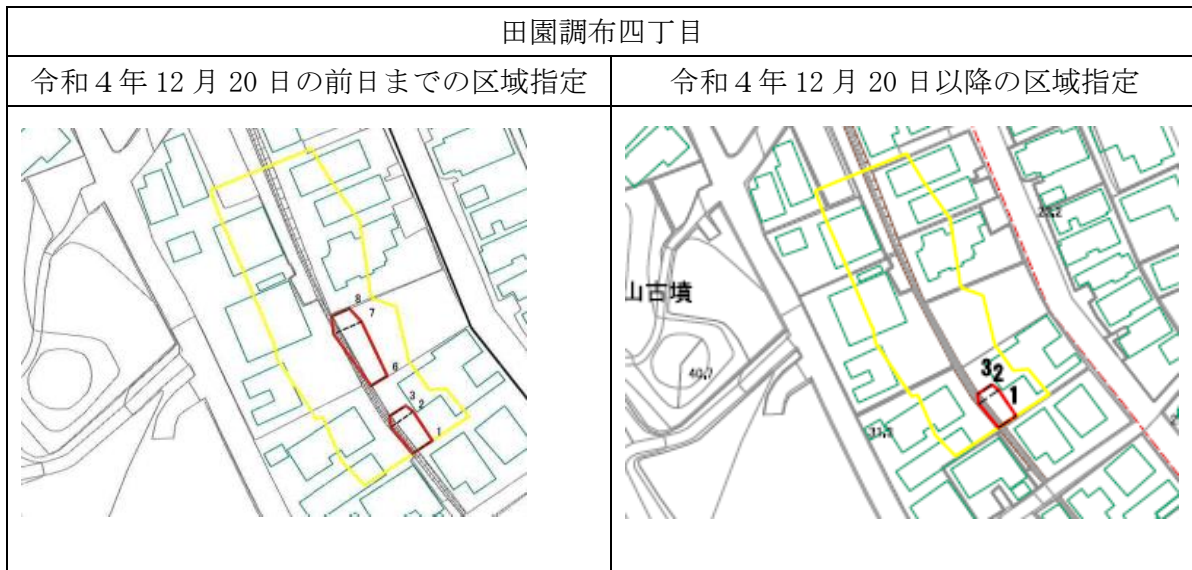
1 概要

東京都では、土地所有者が土砂災害特別警戒区域に指定されていた下図1か所のがけに擁壁を新設したことから、土砂災害防止法に基づき、当該箇所的基础調査を行い、令和4年7月、その結果を大田区に通知した。調査の結果、当該箇所が土砂災害特別警戒区域の条件を満たさなくなったため、同年12月20日、同区域について指定の解除を行い、都のホームページにて公表したところである。



なお、今回の一部解除を受け、大田区内に指定されている土砂災害警戒区域（97か所）及び土砂災害特別警戒区域（60か所）について、箇所数の変更はない。

2 今後の取組

区は、引き続き、大雨情報などに注意するよう啓発するとともに、がけの改善を積極的に指導していく。



凡例

-  土砂災害特別警戒区域
-  土砂災害警戒区域

3 参考

公表内容は、東京都建設局ホームページで閲覧可